

宮城県中小企業等再起支援事業申請書類チェック表

(各項目のチェックを行い、申請書類と一緒にご提出ください。)

←申請者は以下のいずれかに該当します。(※チェックが無い場合、補助金を受給できません。)

(1) 県内に本店、または、住所を有する中小企業・小規模事業者(個人事業主を含む)
(2) 県内に主たる事務所を有し、一定の要件(※)を満たす特定非営利活動法人(NPO法人)
(3) 県外に本社・本店、または、住所を有する中小企業・小規模事業者(個人事業主を含む)及び県外に主たる事務所を有し、一定の要件(※)を満たす特定非営利活動法人(NPO法人)であって県内で営業する飲食店で、令和5年5月7日時点で「みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の認証を取得していた者
※特定非営利活動法人が対象となる場合の要件 ①法人税法上の収益事業(法人税法施行令第5条に規定される34事業)に係る取組を行っていること。 ②中小企業支援法第2条第1項で規定される中小企業者のうち、第2号の2「サービス業」の常時使用する従業員の基準以下(100人以下)の法人であること。 ③認定特定非営利活動法人でないこと。

←申請者は以下のいずれにも該当しません。(※チェックが無い場合、補助金を受給できません。)

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を営む者
(2) 社会福祉法人、一般・公益社団法人、一般・公益財団法人、医療法人、学校法人、宗教法人、系統出荷による収入のみである個人農業者(個人の林業・水産業者についても同様)、農業組合法人、任意団体、創業予定者
(3) みなし大企業(大企業である親会社から出資を受けているなど、実質的に大企業の支配下にある会社)と認められる者
(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団又は暴力団員等に該当する者

←申請者は以下のいずれかに該当します。(※チェックが無い場合、補助金を受給できません。)

(1) 売上高等が30パーセント以上減少している場合 <input type="checkbox"/> 令和4年12月31日以前の創業である。
(2) 売上高等が減少しかつ売上総利益率が10パーセント以上減少している場合 【法人の場合】 <input type="checkbox"/> 令和3年3月31日以前の創業である。 <input type="checkbox"/> 令和3年4月30日以前の創業である。(ただし、令和5年5月31日までに法人税法第74条第1項に基づく確定申告書を税務署に提出した場合に限る。) <input type="checkbox"/> 令和3年10月31日以前の創業である。(ただし、令和5年5月31日までに同法第72条に基づく仮決算による中間申告を行った場合に限る。) 【個人事業主の場合】 <input type="checkbox"/> 令和2年12月31日以前の創業である。

←申請する事業は、国、県、市町村の他の補助金(例：持続化補助金、ものづくり補助金)を受けて実施する事業ではない。(※チェックが無い場合、補助金を受給できません。)

申請書類送付前に、書類の有無を以下のチェックリストでご確認の上、必ずを入れてください。

No.	申請書類の区分	提出書類
1	補助金交付申請書(様式第1号)	有 <input type="checkbox"/>
2	事業計画書(様式第1号の2)	有 <input type="checkbox"/>
3	収支予算書(様式第1号の3)	有 <input type="checkbox"/>
4	明細書(別紙)	有 <input type="checkbox"/>
5(※)	①売上高等が30パーセント以上減少していることの報告書(様式第1号の4の1)	有 <input type="checkbox"/>
	②売上高等が減少しかつ売上総利益率が10パーセント以上減少していることの報告書(様式第1号の4の2【法人の場合】)	有 <input type="checkbox"/>
	③売上高等が減少しかつ売上総利益率が10パーセント以上減少していることの報告書(様式第1号の4の3【個人事業主の場合】)	有 <input type="checkbox"/>
6	売上高及び売上原価(売上総利益)の根拠となる資料(確定申告書控えなどが必要となります。詳しくは手引きの11ページをご参照ください。)	有 <input type="checkbox"/>
7	暴力団排除に関する誓約書(様式第1号の5)	有 <input type="checkbox"/>
8	役員等に関する事項(様式第1号の6)	有 <input type="checkbox"/>
9	支援機関の意見書(様式第1号の7)(対象者のみ。詳しくは手引きの3ページをご参照ください。)	有 <input type="checkbox"/>
10	補助金の対象経費として取得する物品等の金額がわかる見積書等の写し	有 <input type="checkbox"/>
11	納税証明書(原本) ※すべての県税に未納がないことの証明	有 <input type="checkbox"/>
12(※)	①法人：登記簿謄本(交付申請日から6か月前以内に発行のもの)	有 <input type="checkbox"/>
	②個人：住民票抄本(交付申請日から6か月前以内に発行のもの)	有 <input type="checkbox"/>
13	該当する業種・業態の「業種別ガイドライン」の写し(感染防止対策を図る取組を実施する場合のみ。)	有 <input type="checkbox"/>
14	「みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の認証を取得したことを証する通知の写し等(対象者のみ。詳しくは手引きの2ページをご参照ください。)	有 <input type="checkbox"/>
15(※)	「パートナーシップ構築宣言」を作成・公表している場合は、宣言の写し(対象者のみ。詳しくは手引きの2ページをご参照ください。)	有 <input type="checkbox"/>
16	申請書類チェック表(本紙)	有 <input type="checkbox"/>

※No.5：①～③のうちいずれか一方を提出ください。

※No.12：①又は②のどちらか一方を提出ください。

※No.15：「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトURL：<https://www.biz-partnership.jp/>